

報告事項

川口都市計画特定生産緑地地区の変更について

2 5 1 1 1 8 都計審 1 6 1 － 1 0

特定生産緑地の概要

当初指定から30年経過した生産緑地について、土地所有者は、市町村長に対し、いつでも買取申出が可能となる一方で、税制の特例措置が受けられなくなります。

そこで、30年経過後もこれまでと同じ税制特例措置が受けられるよう、10年ごとに指定を更新できる特定生産緑地制度が創設されました。

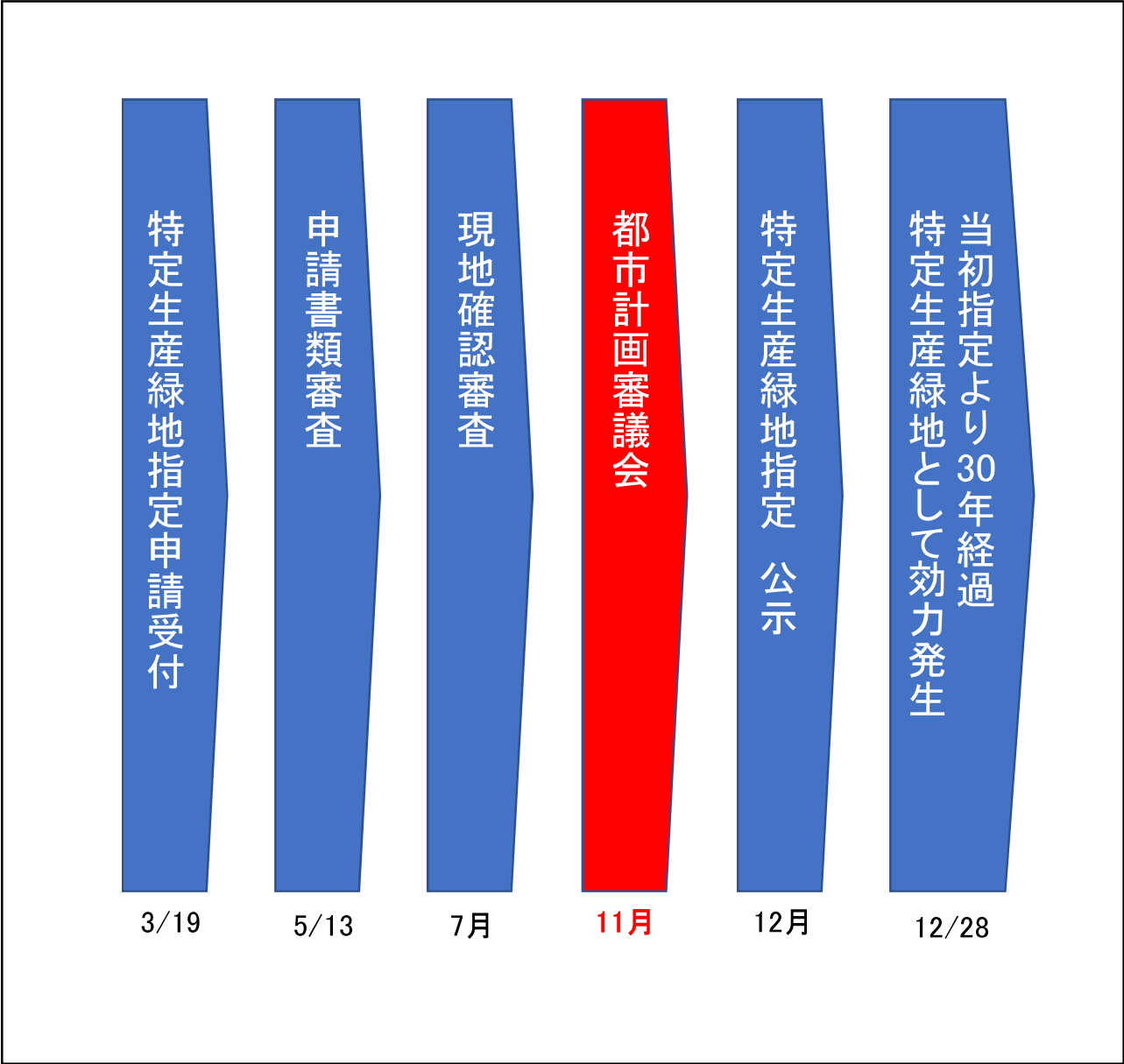
この制度は30年を経過する前に農地所有者等の同意を得て、市町村が特定生産緑地に指定することで、同じ税制特例措置を受けたまま、指定を10年ごとに延長できることとなります。

特定生産緑地の指定

神根地区（１地区、約0.17ha）

地区名	地区 番号	位 置	面 積		備 考
			都市計画決定	令和７年度指定特定生産緑地	
神根	119	川口市大字西新宿字南原地内	約0.17ha	約0.09ha	

特定生産緑地指定までの流れ



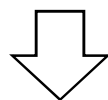
特定生産緑地の現状面積について

平成4・5・7年当初指定生産緑地面積	110.72ha
令和6年 特定生産緑地指定面積	95.73ha
↓	
令和7年 特定生産緑地指定面積	93.87ha

面積： -1.86ha
 内訳
 追加： 0.09ha
 廃止： 1.95ha

地区ごとの指定面積等ー令和6年10月1日現在の数値

地区	平成4年・5年 指定面積(ha)	特定生産緑地 指定面積(ha)	進捗率
南平地区	0.25	0.25	100%
新郷地区	13.17	12.88	約98%
神根地区	30.34	28.44	約94%
芝地区	2.13	2.12	約99%
安行地区	39.70	38.11	約96%
戸塚地区	10.07	9.87	約98%
鳩ヶ谷地区	4.15	4.06	約98%
合計	99.81	95.73	約96%



地区ごとの指定面積等ー令和7年10月1日現在の数値

地区	平成4・5・7年 指定面積(ha)	特定生産緑地 指定面積(ha)	進捗率
南平地区	0.25	0.25	100%
新郷地区	12.69	12.4	約98%
神根地区	29.84	28.14	約94%
芝地区	2.12	2.12	100%
安行地区	39.22	37.63	約96%
戸塚地区	10.02	9.87	約99%
鳩ヶ谷地区	3.47	3.46	約99%
合計	97.61	93.87	約96%